

障害年金請求の相談事例と問題点について

認定自主研公開講座 合同研究発表会

2023年3月18日

1. 発表者氏名など

坂本 高志（さかもと たかし） 大阪北摂支部所属
（審査請求・訴訟手続認定自主研究会 幹事）

2. 経歴など

- ・1987年3月;甲南大学経済学部卒業
- ・1987年4月～1999年6月 A社（化学製造業）
情報システム部門勤務
- ・その後、一時は横浜に転居したりして、あるいは大阪に戻ってソフトウェア短期保守作業など、職を転々としました。
- ・2016年 社会保険労務士試験合格
- ・2017年1月 社会保険労務士開業登録
（当初は、大阪市中心区勤務だったので、大阪船場支部登録。退職に伴い、同年4月に大阪北摂支部に変更。）
- ・2017年 紛争解決手続代理業務試験合格
- ・2018年4月 特定社会保険労務士付記

3. 年金とのかかわり

私の年金との出会いは社労士試験合格に向けて勉強中の2009年3月ごろ、当時の「兵庫社会保険局年金運営部」の求人を見つけました。「社労士歓迎。受験勉強中も可」とありましたので応募したところ、幸い採用され、具体的には、

- ・2009年4月～2009年12月 兵庫社会保険事務局

管轄市町村役場からの国民年金の照会。

- ・2010年1月～2014年12月 日本年金機構尼崎年金事務所

その後、2016年、年金科目を主たる得点源として、社労士試験に合格しました。

兵庫社会保険事務局等での業務経験で培った自信が年金相談をしたい気持ちの原点でありました。

その後2018年6月、大阪府社会保険労務士会ホームページに年金相談員研修の募集を見つけました。

同年8月から始まり、概ね月2回で、終了が翌年2019年3月でした。その後「街角年金相談センター豊中」に、9月末に配属され、同年11月から本格的に単独での相談を任されました。

翌年2020年11月から兼務で「枚方年金事務所」も追加となりました。現在は、「街角年金相談センター豊中」、「守口年金事務所」、「街角年金相談センター枚方」での年金相談を担当させて頂いております。

4. 障害年金について

年金制度で主要なものは、老齢年金・遺族年金・障害年金です。

他、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金や離婚分割請求（標準報酬改定請求）もありますが、老齢年金、遺族年金を中心とした請求受付となっております。

障害年金請求は上記2者よりは少なく、一件、一件、傷病の状態や初診時の年金の加入状況も異なり、難度の高いケースも多く、請求者は健康状態を害していることから、大体が機嫌悪く、不安感を抱えて来所される方も多いことから、一般には難易度の高い年金相談、請求受付とされ、苦手とする相談員も多いです。

逆に社労士としては、アドバイスやコンサルに結びつく余地が多く、年金分野では、障害年金を中心に営業されている会員も多いかと思えます。

5. 障害年金の納付要件

普段、企業クライアントを中心に活動され、あまり個人相手や年金業務（特に障害年金）に関わっておられない会員も多数おられるかと思えますので、本日は、障害年金請求の基本から振り返ることとします。

ご案内の通り、納付要件は原則3分の2要件（本来要件）と、直前1年要件（特例要件）があります。

前者は、初診日の前日に前々月まで3分の2以上の納付あること。（この3分の2は免除、猶予、厚生年金期間を含みます。）

後者は、初診日の前日に前々月までの1年間に未納が無いこと。（但し、初診日が65歳未満。）なお、この規定は時限規定ですが、10年更新を繰り返し事実上恒常化しています。

初診日の前日と言うのは、納付が不足している場合に初診の帰りに納付をして要件を後追いで成立させるの（いわゆる逆選択）を防ぐためとされていますが、一般に、民間保険を中心に使われているそのような「保険原理」を除外し、防貧を目的とする社会保障の一つである公的年金（国民年金、厚生年金）である障害年金の場合は、初診日から障害認定日に至るまでの間であれば、後納を認めるべきとの学説を唱える学者（龍谷大学社会学部教授 田中明彦氏 等）もおられます。

6. 障害年金の請求

6.1 障害認定日（本来）請求

初診日から原則1年6月（障害認定日）経過した日において、障害状態（障害基礎年金1・2級、障害厚生年金1～3級）に該当しておれば、認定されます。※（下記 認定基準 ご参照）

支給は認定日の属する月の翌月分からの支給になります。但し審査には3か月から半年近く（困難事案）を要します。

最初の振り込みは裁定後、1～2か月後になります。

なお、初診日から数年も経過した場合も結構あります。

障害認定日から5年以上を経過すれば、5年分までは遡及支払となりますが、5年を超える期間分は時効で失効となりますので、できるだけ早めの請求が肝要でしょう。

なお、請求日時点で、障害認定日から1年以上経過しておれば、認定日時点の診断書と現在（直近3か月以内の症状）の診断書の2枚の診断書が必要となります。

また、障害認定日かきりに受診の必要はなく、3か月間の間の受診で

可能です。（診断書の有効期間 障害認定日から3か月以内）

しかし、障害状態に該当の可能性があったに関わらず、たまたまこの3か月間に受診しなかったケースや、受診しており、障害状態に該当していたにも関わらず、保存期限経過でカルテ（診療録）が廃棄されたり、当該医療機関の廃院や統合等で紛失している場合も多いです。

この場合は次に述べます事後重症請求での対応となります。

6.2 事後重症請求

例えば、糖尿病から腎不全に至るような症状悪化までかなり長期にわたる場合やのように、初診日から1年6月経過後（障害認定日）に障害状態が軽く【障害基礎年金1・2級、障害厚生年金1～3級に該当せず】、その後に症状が悪化（進行）し、障害状態に該当した場合に請求することが出来ます。

但し、この場合は、65歳に達する日（誕生日の前日）の前日（誕生日の前々日）までに請求を要しますので注意を要します。

前述のように、障害認定日に受診しなかったために、事後重症請求となることもあります。

なお、認定日当時受診していても、既に現在ではカルテ（診療録）が医療機関の保存期間（5年～10年程度）経過で廃棄等され、すでに存在しない場合も多く、その場合にも事後重症請求（現在症状・直近3か月以内の受診日付による診断書）での対応となります。

年金支払いは、請求月の翌月分からの支給となります。（遡及支払は無しです。）

（参照） 国民年金 厚生年金 障害年金 認定基準（下記）

7. 事例

この項目では実際に体験した事例を元に障害年金請求の実務上の問題点について考察します。しかし、守秘義務の問題もありますので、事案の概略とポイントだけに絞った説明をして参ります。

7.1 事例①

- ・ 52歳男性
- ・ 障害厚生年金

- ・ 単身者（離婚分割あり）
- ・ 病名糖尿病
- ・ 初診（当初は）2018年6月
※その後7年早い2011年3月12日が判明。投薬だけだったので、診察でないと判断されました。
- ・ 障害認定日2011年9月12日
※この頃は、通院がなく、受診記録がとれないため、認定日請求は不可。結局、事後重症にて請求されました。
(考察) 認定日頃は症状が軽く、診察を受けていなかったことにより
ます。何れにせよ、異常を感じれば早めに正式な医療機関を受診すべきかと思われま

7.2 事例②

- ・ 46歳女性
- ・ 障害基礎年金
- ・ 単身者（離婚分割対応中）
- ・ 病名；うつ病
- ・ 初診；2017年12月5日
- ・ 障害認定日；2019年6月5日
※特段の問題はなく、認定日請求の見込みです。離婚分割も並行して対応していました。

7.3 事例③

- ・ 60歳男性
- ・ 障害厚生年金
- ・ 配偶者あり
- ・ 病名；肺がん（食道がんからの転移）
- ・ 初診；2018年9月19日
- ・ 障害認定日2020年3月19日

※老齢厚生年金（特別支給）の受給権発生が64歳で、繰り上げで受給することも考えたが、金額的に有利な障害厚生年金受給を検討。

（考察）この件で問題だったのは、初回相談が2022年9月3日で最終提出が12月14日。来所も5回。毎回、書類の書き直しを繰り返えさせられ、毎回対応者が変わるなど、不満が爆発しました。最終提出時の状態は悪く、翌年の4月22日に亡くなりました。一応、認定日に遡って約2年分の障害年金は確定しておりましたが、ご本人は実際に生前には受け取れなかったのではないかと思います。但し、受給権はございましたので、ご家族が未支給年金として受け取られたはずです。

7.4 事例④

- ・25歳女性
- ・障害基礎年金
- ・単身者
- ・病名；うつ病
- ・初診；2020年2月10日
- ・障害認定日；2021年8月10日

※初診日の前日時点では国年保険料が全くの未納でした。これでは保険料納付要件を満たさず、全く請求は無理と思いましたが、20歳前から生活保護を受けていたとのこと。市区町村生活支援課（保護課）発行の「生活保護（生活扶助）適用証明書」を添付して免除理由該当届（国民年金被保険者関係届）を年金事務所に提出すれば生活扶助受給による法定免除を得られます。同じ保険料免除でも、全額申請免除の場合は初診日より前のタイミングで免除申請をしておかなければ、初診日時点では未納と見做されますが、法定免除の

場合は免除申請日が初診日より後でも免除が優先して認められます。

(考察) なかなかレアケースです。年金事務所でその日以降の相談対応記録がなく、おそらく市役所の年金課で国民年金保険料法定免除の届出と障害年金請求書の提出を行なったと思われます。

7.5 事例⑤

- ・ 24 歳女性
- ・ 障害基礎年金
- ・ 単身者
- ・ 病名；薬物中毒
- ・ 初診；2016 年 4 月 29 日
(20 歳前)
- ・ 障害認定日；2018 年 6 月 20 日
(20 歳到達)

※覚せい剤によるものです。合法的ドラッグと騙されたりしていました。覚せい剤自体、犯罪です。故意であれば、全面給付制限の絶対的給付制限、あるいは故意の犯罪行為もしくは重大な過失なら、全部又は一部の相対的給付制限となります。実際、昨年 4 月に最終的な受付をしましたが、未だに支給は無いようです。

覚せい剤やシンナー吸引などによる障害を年金支給に対象にするか否かの問題です。

故意とは言え、強い誘惑。換言すればかなり強制に近いものがあったと思います。

実際、なかなか客観性が証明できるものがなく、年金機構内の審査では該当に至らず、結局審査請求や裁判に至ることもあるようです。

8. 障害年金請求の問題点

- ・ 障害年金制度の不知や認識不足

(医療機関(主治医)自体、制度を知らない。あるいは障害者手帳の制度や認定基準を誤認し、基準に該当するのにしない、請求不可と誤認している例。)

後日(数年後)、改めて市役所や年金事務所等で相談して初めて正確に制度の詳細を知り、請求行為に至る場合もある)

- ・ 初診日が退職の翌日

(障害厚生年金の要件がなくなり、比較的軽度な3級の可能性がなくなる。)

- ・ 30年近く前の初診での来所・・・カルテ廃棄のケース

(カルテの法定保存期限は5年。開業医は廃業のケースが多い。)

- ・ 初診証明や診断書を書いてもらう場合の医師選定の勘違い。

(勤務医の場合、転勤や退職後の独立で今の勤務先を訪ねることもあるが、あくまでも当時の所属の病院となる。)

- ・ 障害認定日の失念。

(障害認定から3月以内の診療を受けていない。この場合は事後重症。)

- ・ 手続きの煩雑さや時間がかかることによるフェードアウト。初回相談で話を聞いただけで来なくなる。・・・社労士がサポートする余地あり

9. 倫理関係 注意点 その他

大阪府社会保険労務士会会誌「ザ・えすあーる」2022年9月号・10ページ「指導委員会だより」で「社労士による障害年金へ不適切な対応について」なる記事があります。

面白くはないですが、現実には起こった事案ですので、十分、注意しましょう。

請求書に添付する診断書については、全体的に見て、いわゆる抜けている箇所（請求障害に関連する部分）がないかどうか、チェックする必要があります。

特に「初めて医師の診察を受けた日（初診日）」、障害の状態欄の日付（障害認定日、直近の受診日）現症時の日常生活能力及び労働能力欄、予後欄については、抜けておれば年金事務所で受付してもらえない場合があります。

また、精神障害診断書の表紙下半分の⑩障害状態欄の右側空白には直近の症状の詳細（投薬内容を含む）、肢体障害診断書裏面上側の関節可動域や筋力の欄についても漏れなく記載が必要です。障害箇所にもかかわらず、記載がなければ、「正常」と見做して判断をされます。

心配であれば、主治医に診断書様式を提出する際に注意箇所に付箋を付いたり、鉛筆で薄く印をする等すれば良いでしょう。

また、診断書を依頼する際に、請求者（クライアント）の日常生活（起居動作）、労働能力、精神状態等々の詳細に関する情報について、別紙を作成（または「病歴・就労状況申立書」の写しでも可）を添付して診断書作成の参考資料としてもらうことも良いかと思います。

最後に、障害年金の認定は、審査請求や裁判の場合も含めて「障害認定基準」を元に判断されますので、よく理解しておきましょう

障害認定基準（日本年金機構 HP より）

国民年金・厚生年金障害認定基準（全体版）

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>

以上